

## 令和4年度愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備 整備費補助金交付要綱

### (通 則)

第1 愛知県新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金（以下「補助金」という。）は、新型コロナウイルス感染症の疑い例を診察する医療機関（以下「診療・検査医療機関」という。）の設置者が行う整備事業に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の対象)

第2 この補助金は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を対象とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

(1) 診療・検査医療機関による、厚生労働省の定めた令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発医政0401第10号・厚生労働省発健0401第3号・厚生労働省発薬生0401第28号厚生労働事務次官通知）に基づく令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日付け医政発0401第23号・健発0401第3号・薬生発0401第23号厚生労働省医政局長、厚生労働省健康局長及び厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）3（4）による設備整備事業

### (交付額の算定方法)

第3 補助対象期間は、令和4年4月1日（令和4年度に新たに診療・検査医療機関に指定された場合は、指定されたとき）から知事が別に定める日までとする。

2 補助基準額及び補助対象経費は、別表のとおりとし、次により算出された額を交付額とする。

(1) 別表の基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない額を選定する。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

(2) (1)により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない額を交付額とする。

### (申請手続)

第4 規則第3条による申請書及び添付書類の様式は、様式1のとおりとし、その提出部数は2部とする。

2 前項の規定による申請書の提出時期は、別に定める日までに知事に提出するものとする。

### (申請の取下げ)

第5 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更の承認)

第6 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ様式2による変更交付申請書を2部知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた補助金の額以内における、補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更及び補助目的を損なわない事業計画の軽微な変更については、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第7 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、その理由を記載した書面を2部知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(事業の遅延の報告)

第8 補助事業者は交付対象事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由を、交付対象事業の遂行が困難となった場合はその理由及び遂行状況を記載した書類を2部知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第9 規則第13条に定める実績報告書及び添付書類の様式は、様式3のとおりとし、その提出部数は2部知事に提出するものとする。

2 前項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の交付)

第10 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払又は前金払により交付することがある。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告)

第11 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式4により速やかに知事に報告しなければならない。提出部数は2部知事に提出するものとする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(電子情報処理組織による申請)

第12 第4から第9及び第11の規定による申請は、それぞれに規定する書面の提出に代えて県の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請をする者の使用に係る入出力装置として知事

が告示して指定するもの等を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われる申請は、様式1、様式2及び様式3に記載すべきこととされている事項並びにそれぞれの条項で定めている事項を、明らかにしなければならない。

3 第1項の規定により行われた申請は、知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録された時に知事に申請されたものとみなす。

#### (財産処分の制限)

第13 規則第20条のただし書に規定する知事が定める期間は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間とする。

2 規則第20条第1項第2号に規定する知事の定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上のものとする。

3 補助事業者が規則第20条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事はその交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがある。

#### (一括下請負の禁止)

第14 補助事業者は補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾をしてはならない。

#### (関係書類の整備)

第15 補助事業者は、規則第10条第1項に定める関係書類、帳簿を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後、5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は政令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

#### (契約の締結)

第16 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

#### (実施細則)

第17 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別 表

基 準 額	対 象 経 費	補助率
<p>次により算出された額の合計額</p> <p>①H E P Aフィルター付空気清浄機 （陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円</p> <p>②H E P Aフィルター付パーテーション 205,000円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>③個人防護具 3,600円 ×知事が必要と認めた人数分</p> <p>④簡易ベッド 51,400円 ×知事が必要と認めた台数</p> <p>⑤簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額</p>	<p>設備を整備するために 必要な設備購入費、使用料 及び賃借料</p>	<p>10 / 10</p>

※ 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

様式1

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金の  
交付申請について

このことについて、下記により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助金申請額 金 円

3 所要額調書（様式1-1）

4 設備整備基準算出内訳及び対象経費支出予定額内訳（様式1-2）

5 添付書類

（1）歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（様式1-3）

（注）公立医療機関に限る予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

（2）見積書の写し等整備品目の規格（型式）、数量、単価及び金額の確認資料

（3）簡易診療室関係の内容がわかる資料

- ・使用する場所
- ・設備の仕様

（4）その他参考となる書類

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

令和4年度 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金経費所要額調書

施設の名称

事業完了予定日

品目	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入予定額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費 支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助額 (G)×10/10 (H)	備考
HEPAフィルター付 空気清浄機									内訳は様式 1-2のとおり
HEPAフィルター付 パーテーション									
個人防護具									
簡易ベッド									
簡易診療室									
合計									

注1 「県補助額」(H)には、1,000円未満を切り捨てた額を記入すること。



令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地

補助事業者名

代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金の  
変更交付申請について

このことについて、下記により申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助額

(1) 申請額	金	円
(2) 既交付決定額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

3 所要額調書（様式1-1）

4 設備整備基準算出内訳及び対象経費支出予定額内訳（様式1-2）

5 添付書類

(1) 歳入歳出予算書（又は見込書）抄本（様式1-3）

（注）公立医療機関に限る。予算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

(2) 見積書の写し等整備品目の規格（型式）、数量、単価及び金額の確認資料

(3) 簡易診療室関係の内容がわかる資料

- ・使用する場所
- ・設備の仕様

(4) その他参考となる書類

（注）様式1-1において当初申請と異なる箇所については、変更前を下段に（ ）書きし、変更後を上段に対応して記入すること。

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和4年度 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金の  
事業実績報告について

このことについて、下記により提出します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 補助金精算額 金 円

3 経費精算書（様式3-1）

4 設備整備基準算出内訳及び対象経費実支出額内訳（様式3-2）

5 添付書類

（1）歳入歳出決算書（見込書）抄本（様式3-3）

（注）公立医療機関に限る。決算書には、当該事業の補助対象事業に係る額を備考欄に記入すること。

（2）契約書及び納品書の写し、検収調書の写し等事業経費等を確認できる書類

（3）簡易診療室関係

事業の完成を確認できる全景及び室内主要部分の写真

6 その他参考となる書類

担当部署

担当者名

電話番号

Mailアドレス

令和 4 年度 新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金経費精算書

施設の名称

事業完了日

品目	総事業費 (A)	寄付金その他の 収入済額 (B)	差引事業費 (A)-(B) (C)	対象経費 支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助 基本額 (G)	県補助額 (G)×10/10 (H)	備考
HEPAフィルター付 空気清浄機									内訳は様式 3-2のとおり
HEPAフィルター付 パーテーション									
個人防護具									
簡易ベッド									
簡易診療室									
合計									

注1 「県補助額」(H)には、1, 0 0 0円未満を切り捨てた額を記入すること。



様式4

令和 年 月 日

愛知県知事殿

所在地  
補助事業者名  
代表者職氏名

令和4年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告について

令和 年 月 日付けで交付決定を受けた新型コロナウイルス感染症診療・検査医療機関設備整備費補助金について、当該交付要綱第11の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）第14条に基づく額の確定額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補助金返還相当額）  
金 円
- 4 添付書類  
3の金額の積算内訳額等の参考資料（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握でき資料、特定収入の割合を確認できる資料）

担当部署  
担当者名  
電話番号  
Mailアドレス